

令和3年第2回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和3年2月9日(火) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫
酒井 勉 ・ 松野 芳正 ・ 福田 正義 ・ 河田 均
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏 ・ 西垣 隆
林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

栗本 恒雄 ・ 野々村 貢

議長

清水 健吉

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男
岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗
福井 恒夫 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男
村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	宮川眞由美
主査	則竹 邦彦	主査	高橋 伸和
主任主事	木下 勇気	主任主事	國井 紘代
主任主事	片岡 美晴	主事	井上 靖之

議 事

- 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 8 号 岐阜市農業委員会規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 9 号 岐阜市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 10 号 農地転用後の土地現況確認事務処理要綱の一部改正について
- 議案第 11 号 岐阜市農業委員会専門委員会運営要綱の一部改正について
- 議案第 12 号 岐阜市農地銀行設置要綱の一部改正について
- 議案第 13 号 岐阜市農地銀行規程の一部を改正する規程の制定について
- 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 8 号 農地所有適格法人要件確認報告書について

議長

ただいまより、令和3年第2回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

本日は、栗本会長が欠席でございますので、私、清水健吉が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議長

それでは、議席番号1番櫻井宏委員、議席番号2番林明委員、御両名様、よろしくお願いいたします。

議長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がございましたら御遠慮なく御発言をいただきたいと思っております。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定8件、地上権の権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

それでは、議案第5号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。

今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に抵触はしないものであると判断しております。

2ページをお願いいたします。

1番、木田地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

2番、3番、黒野地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

4番から、4ページ9番、黒野地区の申請は、解除条件付き使用貸借による権利の設定で、農業経営を縮小する使用貸借人が、農業経営を開始する使用借人へ田、畑を貸し出すものです。

10番、七郷地区の申請は、地上権の設定で、所有者がサカキを栽培する農地の上部に営農型太陽光発電施設を設置するものです。

なお、施設設置者から、同施設の転用の許可申請が同時に出ておりますので、御承知おきください。

5ページをお願いいたします。

11番、三輪地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営を拡大する譲受人へ畑を譲り渡すものです。

12番、三輪地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営を開始する使用借人へ田、畑を貸し出すものです。

13番、柳津地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営を拡大する使用借人へ畑を貸し出すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第5号について事務局から説明がありました。各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、1番、木田地区は西垣隆委員、お願いいたします。

西垣委員

今回は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

2月3日に農地利用最適化推進委員、事務局職員が受人と現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、2番から9番、黒野地区は事務局から説明いたします。

宮川副主幹

2番及び3番は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。

1月15日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

続きまして、4番から9番は、農業経営を開始する借人へ農地を貸し出すものです。

1月21日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び借人と共に現地立会いを行いました。

借人は社会福祉サービス事業及び農業を目的とした法人であり、新たに農業経営に参入するとのことです。

申請地では野菜を栽培される予定です。

借人は、地元の取り決めも十分承知されており、農機具も持っていますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、10番、七郷地区は西垣隆委員、お願いいたします。

西垣委員

今回は、営農型太陽光発電施設の設置に伴い、地上権を設定するものです。

1月29日に、事務職員が施設設置者と共に現地立会いを行いました。

申請地では、地上権設定後、土地所有者がサカキを栽培する予定であり、許可は問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、11番及び12番、三輪山県地区は山口貴範委員、お願いいたします。

山口委員

11番は、農業経営を拡大する受入へ農地を譲り渡すものです。

2月1日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受入と共に現地立会いを行いました。

申請地では野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども承知し、所有する他の農地も適正に管理しており、許可は問題ないと考えております。

12番は、農業経営を開始する借人へ農地を貸し出すものです。

2月1日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に現地立会いを行いました。

申請地では水稲及び野菜を栽培される予定です。

借人は、地元の取り決めなども承知し、所有する他の農地も適正に管理しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、13番、柳津地区は梶下信孝委員、お願いいたします。

梶下委員

今回は、農業経営を拡大する借人へ農地を貸し出すものです。

1月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、薬草を栽培される予定です。

借人は柳津地区での耕作は初めてですが、地元の取り決めに承知し、耕作されるとのことでした。

所有する他の農地も適正に管理しており、許可は問題ないと考えております。よろしくお願いいたします。

西垣委員

議長、発言してよろしいか。

議長

はい。

西垣委員

先ほど説明した10番ですが、内容について訂正します。事務職員と発言しましたが、正しくは事務局職員です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

議案第5号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

林(明)委員

10番についてですが、営農型太陽光発電施設の設置の為とありますが、この地上権の設定というのは、上部も農地なのでしょうか。

議長

事務局、説明をお願いいたします。

則竹主査

今回、下部の農地ではサカキを栽培されるのですが、その上に

施設を設置するという事で、農地の上空を使用するため地上権の設定をするものとなります。

議長 太陽光発電施設の下部でサカキを栽培するという事ですね。

内藤局長 営農型太陽光発電施設の設置については、下部の農地での耕作も上部での営農型発電施設の設置も同一の者が行うことが多いですが、今回は所有者が下部の農地でサカキを栽培されて、他の者が上部を借りて太陽光発電施設の設置を行うということです。

議長 他に、何か御意見等ございますか。

議長 御発言も無いようでございますので、採決に入ります。
議案第5号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議長 賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、3件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

宮川副主幹 それでは、議案第6号について御説明させていただきます。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請でございます。
7ページの総括表を御覧ください。
今回は、3件、581.47平方メートルでございます。
8ページの申請明細を御覧ください。
1番、常磐地区の申請は、一時転用で、畑地転換するものです。
申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。
農振農用地の転用は、原則不許可ですが、今回は転用期間が2か月であり、3年を超えない期間内の一時転用であることから許可し得るものです。
2番、3番、網代地区の申請は、営農型太陽光発電施設に転用

期間3年の一時転用をするものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

営農型太陽光発電施設は、周辺の農地に係る営農状況に支障を生ずるおそれがないようにする必要があること等から、一時転用許可の対象として可否を判断するものですが、転用期間が満了する際に、要件を満たしていれば再度一時転用許可が受けられます。

また、営農型太陽光発電施設は、通常太陽光発電施設と異なり、農地の上部に太陽光パネルを設置して発電を行いながら、下部の農地では営農を継続するものです。

今回は、下部の農地でクロモジを栽培する予定です。

また、今回の申請は、これから述べる条件を付して許可することになります。

1、発電設備の下部の農地において生産された農産物に係る状況を毎年報告すること。

2、発電設備の下部において営農の適切な継続を確保できなくなった場合は、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

3、発電設備の下部における営農を行わない場合又は廃止する場合、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第6号につきまして説明を受けました。何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。議案第6号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第7号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、賃借権の設定2件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題

宮川副主幹

といたします。

事務局の説明を求めます。

それでは議案第7号について御説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請でございます。

10ページの総括表を御覧ください。

今回は、7件、3,857.25平方メートルでございます。

11ページの申請明細を御覧ください。

1番、北長森地区の申請は、所有権の移転により、資材置場に転用するものです。申請地は、水管、下水管が埋設されている道路の沿線の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2番、木田地区の申請は、所有権の移転により、資材置場に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

3番、黒野地区の申請は、賃借権の設定により、資材置場に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、102ページに位置図を付けてございます。

102ページ、右上の周辺図を御覧ください。転用される場所は、板屋川沿いに位置している折立地内の農地です。

11ページにお戻りください。

4番、西郷地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、農家住宅に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

12ページを御覧ください。

5番、七郷地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。先ほどの議案第5号、10番の関連議案です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、転用期間3年の一時転用であり、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないため、許可し得るものです。

今回は、下部の農地でサカキを新たに栽培する予定です。

なお、営農型太陽光発電施設の説明は、議案第6号で行いましたので割愛いたします。

6番、岩地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。申請地は、下水管、ガス管が埋設されている道路の沿線の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に医療施設、福祉施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、103ページに位置図を付けてございます。

103ページ、右上の周辺図を御覧ください。転用される場所は、岐阜市立岩小学校から北西へ約600メートルのところに位置している岩田東一丁目地内の農地です。

12ページにお戻りください。

7番、日置江地区の申請は、賃借権の設定により、駐車場及び資材置場に転用するものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地の転用は、原則不許可ですが、今回は転用期間が5か月であり、3年を超えない期間内の一時転用であり、目的を達成する上で当該農地が必要であることから許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第7号について事務局から説明を受けました。3番、黒野地区及び6番、岩地区の申請は現地調査を行いました。それでは3番、黒野地区は事務局から説明いたします。

宮川副主幹

今回は、建設業を営む受人が資材置場として転用するものです。
1月21日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

申請地付近の農地、水路について、造成の際に土砂の流出が無いように管理することを確認しており、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、6番、岩地区についても事務局から説明いたします。

宮川副主幹

今回は、太陽光発電施設を設置するものです。
1月28日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び申請代理人と共に現地立会いを行いました。

申請地に隣接する農地、水路について、影響の無いように施工することや施設完成後の管理についても確認しており、許可は問題ないとのことです。

議 長

議案第7号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。
議案第7号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第8号岐阜市農業委員会規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

今回の改正理由は、岐阜市の組織の改編や委員の改選に伴い、例規を見直したところ、改正する必要があるため今回以降の総会に上程するものです。

それでは、議案第8号について説明いたします。
14ページをお願いいたします。

今回の改正は、会長及び農地利用最適化推進委員の表記を改め

るものです。

また、身分を示す証明書の様式から生年月日を削除するものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第8号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。
第8号議案について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第9号岐阜市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

それでは、議案第9号について説明いたします。
23ページをお願いいたします。

今回の改正は、会長の表記を改め、実際の事務処理に合わせ、内容を整理し、語句を改めるものです。

また、それに伴う条番号の整理を行うものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第9号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。
議案第9号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第10号農地転用後の土地現況確認事務処理要綱の一部改正についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

それでは、議案第10号について説明いたします。
32ページをお願いいたします。
今回の改正は、実際の事務処理に合わせ、内容を整理し、語句を改めるものです。
また、それに伴う条番号の整理を行うものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第10号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。
議案第10号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第11号岐阜市農業委員会専門委員会運営要綱の一部改正についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

それでは、議案第11号について説明いたします。
50ページをお願いいたします。
今回の改正は、会長の表記及び語句を改めるものです。
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第11号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。
議案第11号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議長 賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第12号岐阜市農地銀行設置要綱の一部改正についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

宮川副主幹 それでは、議案第12号について説明いたします。
58ページをお願いいたします。
今回の改正は、団体名の表記を改めるものです。
以上でございます。

議長 ただいま、議案第12号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようでございますので、採決に入ります。
議案第12号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議長 賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第13号岐阜市農地銀行規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

宮川副主幹 それでは、議案第13号について説明いたします。
62ページをお願いいたします。
今回の改正は、内容を整理し語句を改めるものです。
また、それに伴う条番号等の整理を行うものです。
以上でございます。

議長 ただいま、議案第13号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。
議案第13号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、報告第5号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

それでは、報告第5号について説明いたします。
相続等による農地の権利取得の届出でございます。68ページを御覧ください。
今回の各地区別の届出は、合計19件、54,585.4平方メートルでございます。
以上でございます。

議 長

続きまして、報告第6号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

それでは、報告第6号について説明いたします。
70ページを御覧ください。
市街化区域内農地の耕作者自らが転用する第4条の届出の総括表です。
届出の合計は、18件、5,799平方メートルでございます。明細は、71ページから75ページです。
以上でございます。

議 長

続きまして、報告第7号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

それでは、報告第7号について説明いたします。
77ページを御覧ください。
市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。
届出の合計は、81件、46,244.99平方メートルです。

明細は、78ページから99ページです。

以上、報告第5号から第7号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年1月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告しました。

以上でございます。

議長

続きまして、報告第8号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

それでは、報告第8号について説明いたします。

101ページを御覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に事業の状況等を農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

岐阜市に令和3年1月に2法人から提出されました報告書において、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時48分閉会を宣す。